

「国土利用計画法」のあらまし

国土利用計画法が昨年12月24日から施行され、この法律のねらいについては先月号でお伝えしておりますが、今月号では、土地の取引に伴う許可の区域や、届け出の方法等についてお伝えします。



すべての土地取引に 許可が必要な区域

県知事が一定地域を「規制区域」として期間を定めて指定すると、その地域の土地取引はすべて知事の許可が必要になります。

規制区域とは

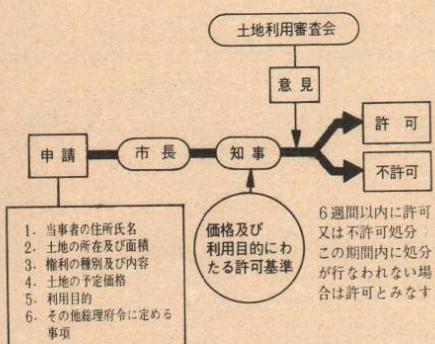
◆都市計画区域内では……

自らその土地を利用する考えがないのに、将来の値上がりだけを期待して土地取引が盛んに行われるとか、地価の値上がりが激しくなるとか、または、危険性があるような地域。

◆その他の地域では……

上と同じ状態が生ずると認められ、またそのような状態をなくしなければ、正しく望ましい土地の利用が妨げられると考えられる地域。

<規制区域内での、土地売買許可のしくみ>



国民年金

明治39年4月2日から明治44年4月1日までに生れた人のために、昭和45年にできた「5年年金」は、名前とのおり5年間だけ掛金を納めれば年金をもらえるという制度です。

この制度ができるとき加入した人は、49年12月で掛金が終わりましたが、このうち、50年1月末までに満65才になっている人(明治43年2月1日までに生れた人)は、2月分から年金をも

「5年年金」の支給始まる

なめるようにしてください。年金をもらえる方には、市役所の市民課から個人あてにお知らせしておりますが、年金の支払いを受ける窓口(郵便局か銀行)を決め、印鑑をもって市民課年金係においでください。

らうことかできます。また、残りの加入者も、満65才になれば年金をもらうことができますが、5年年金の場合には、1カ月でも掛金を未納していれば、年金をもらうことができません。

したがって、掛金を未納している方は今すぐ

なめるようにしてください。年金をもらえる方には、市役所の市民課から個人あてにお知らせしておりますが、年金の支払いを受ける窓口(郵便局か銀行)を決め、印鑑をもって市民課年金係においでください。

なめるようにしてください。年金をもらえる方には、市役所の市民課から個人あてにお知らせしておりますが、年金の支払いを受ける窓口(郵便局か銀行)を決め、印鑑をもって市民課年金係においでください。

2,000m²(605坪)以上

②市街化区域を除く都市計画区域内

5,000m²(1,512坪)以上

③都市計画区域以外の区域

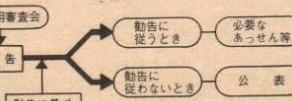
10,000m²(3,025坪)以上

このほかに、一つ一つの取引が基準面積以下であっても、まとめるところの基準にあてはまるような場合には、届出が必要です。

なお、当時は届出後6週間以内に契約をしてはならないことになります。

しかし、法施行時の空白をなくすため事前協議などとの経過措置がとられる見込みです。

<届出のしくみ>



遊休土地は

遊休土地(使われないで遊んでいる土地)とは、許可または届出をして土地取引が行われた後、所有者が取得後3年以上経過しても未利用のままになっている土地で、定められた広さ(届出の場合と同じ広さ)以上の規模を有し、有効適切な利用をとくに促進する必要がある土地をいいます。

遊休土地と認定されると、所有者は通知を受けた日から6週間に内に、利用または処分計画を届出なければならないことになっています。

なお、昭和44年1月1日以降に取得した土地についても、施行後2年以内に限り、遊休土地の認定ができることがあります。

この法律には、許可申請や届出を守ってもらうため、つぎのような罰則が定められています。

①許可を受けないで契約した者

3年以下の懲役または100万円以下の罰金

②届出をしないで契約した者

遊休土地の利用処分計画を届出しない者

いつわりの届出をした者

以上、いずれも6カ月以下の懲役または、30万円以下の罰金

③届出後6週間以内に契約した者

20万円以下の罰金

窓口は企画室

国土利用計画法による土地取引や届出の事務は、企画室が窓口となっています。

この法律のくわしいこと、届出の方法等は企画室におたずねください。

<国保の給付>

■医療費の7割を負担します。

被保険者が病気やケガで医師の診療を受けたとき窓口で医療費の3割を支払いますが、残りの7割は国保で負担します

老人や乳幼児医療の無料化によって、

該当者は窓口での支払いがなくなりました。

ましたが、この分についても国保で

7割を負担し残りの3割を国や県、

市で負担するため

無料になるものです。

■一部負担金が3万円をこえたときも、

こえた分を国保で負担します。

■旅行中に急病になり、医療費の全部を

支払ったときも払い戻しになります。

■輸血代やコルセット代も保険給付の対

象になります。

■被保険者が出産、死亡のさいの給付金
被保険者が出産したときや死亡したときは、出生届、死亡届のさいに次の金額を支給します。

・助産費(出産したとき) 20,000円

1,800円

・葬儀費(死んだとき) 1,000円

・医療費の払い戻しが認められない場合(1)国保を扱う

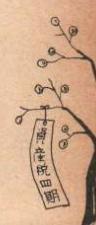
医師がいるのに保険のきかない医師にかかったとき。

(2)保険証を持たないで診療を受け全額負担したとき。

(3)国保加入の届出が遅れて保険証を使うことができず医療費を負担したとき。

国保情報

No. 3



固定資産税第
今月末まで
これで市税
期は全部終り
納の方は、今
付してください